

## 東京都職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員に対する) 措置請求の要旨

### 1. 請求の要旨

次の事項について記載して下さい。

#### ●誰が(請求の対象職員)

東京都環境局長 [REDACTED]

[REDACTED].metro.tokyo.jp のメールアドレス該当者

東京都環境局 [REDACTED]

東京都環境局 [REDACTED]

#### ●いつ、どのような財務会計行為を行っているか

[REDACTED]委託(令和5年4月分)』(4環総経契第 [REDACTED]号の2)について、支払遅延に対する謝罪もなく7月7日に契約金額の支払がされている。

#### ●その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

契約請書(4環総経契第 [REDACTED]号の2)において、支払条件は「支払請求書を提出した日から30日以内とする」、支払遅延利息は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の定めるところによる。」となっているが、対象職員は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第6条の約定期間内の支払を怠っている。また作業完了通知より同法第5条の10日以内の検証を怠っていると推定され、さらに同法第9条の約定期間より検査遅延日数を差し引いた期日より支払遅延利息計算した金額の支払がなく、不正な会計処理がされていると推定される。

#### ●その結果どのような損害が都に生じているのか

対象職員の不正行為により、100円程度の支払遅延利息金の損失が東京都に発生しているはずであるが、当社には、6月以降の執拗な根拠のない文書の日付訂正要求対応作業が発生し、約定期間内に検査を怠ったミス当社に責任転嫁する隠蔽工作により、多大な損失が発生している。

#### ●どのような措置を請求するのか

1.本件は令和5年6月16日に契約金額の支払請求や「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」にも抵触していることの通知を行っているが、直ちに支払に応じず、対象職員が支払を著しく遅延させたことは明らかであり、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第十三条に準ずる処置を請求する。

2. 契約金額支払時点の委託完了届・請求書の開示と支払の適法性確認を請求する。

### 2. 請求者

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。


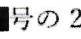



令和5年7月15日

東京都監査委員 殿



## 事実証明書

事実証明として、以下の資料を提出いたします。

1. 『委託（令和5年4月分）』請書(4環総経契第号の2)表紙の複写物
2. 東京都環境局殿への請求書提出メールの内容
3. 委託完了届の複写物
4. 請求書の複写物
5. 東京都環境局殿とのメール内容
6. 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書
7. 東京都環境局長殿に対する内容証明書
8. 政府契約の支払遅延防止等に関する法律
9. 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針

令和5年7月15日